

水質基準の見直しにおける検討概要

平成15年4月

厚生科学審議会

生活環境水道部会

水質管理専門委員会

はじめに

今回の水質基準の見直しに当たっては、可能な限り多くの化学物質を対象として検討することを目指し、答申（ ．化学物質に係る水質基準 ）に記載されている考え方により、検討対象化学物質を抽出した。厚生科学審議会生活環境水道部会水質管理専門委員会では検討対象化学物質について水質基準の見直しの検討を行ったが、本冊子ではその検討の概要を関連情報と共にとりまとめたものである。

1．全体の構成

水質基準、水質管理目標設定項目、要検討項目、その他項目に分類し、項目毎に個別表としてまとめた。

なお、水質基準の一般細菌、大腸菌、有機物質（TOC）、水質管理目標設定項目の農薬類については、答申本文（ ．病原微生物に係る水質基準、 ．化学物質に係る水質基準 ）に設定の考え方が記載されているため、本冊子では記載を省略した。農薬類の対象 101 項目については、（個別参考情報）として掲載した。

2．個別表の記載内容

原則として、1．物質特定情報、2．物理化学的性状、3．主たる用途・使用実績、4．現行規制等（注）、5．水道水（原水・浄水）での検出状況等、6．測定手法、7．毒性評価、8．処理技術、9．水質基準値（案）、10．その他参考情報からなる。

注）WHO 飲料水水質ガイドラインについては、今後出版が予定される3訂版と合わせて使用・解釈されなければならない。

(参考) 整理番号による分類

健康に関する項目	1XXXX
1 無機物質	11XXX
(1) 金属類	111XX
(2) その他	112XX
2 有機物質	12XXX
3 消毒剤・消毒副生成物	13XXX
(1) 無機化合物	131XX
(2) トリハロメタン	132XX
(3) ハロ酢酸	133XX
(4) ハロアセトニトリル	134XX
(5) その他	135XX
性状に関する項目	2XXXX
1 無機物質	21XXX
2 有機物質	22XXX
3 その他	23XXX